

除雪作業にご協力を…

除雪作業には
地域の皆さんの
理解と協力が必要です

平成27年度
県中地方冬期道路交通円滑化連絡協議会

《道路沿いの皆さんへ》

◎歩道除雪は地域の皆さんの

協力で

歩道除雪は地域の皆さんで、協力体制を整えて行いましょう。



◎屋根の雪処理は各家庭または地域の皆さんの協力で

道路への落雪は極めて危険です。屋根になだれ止めを付けたたり、事前に雪下ろし等の対策をしましょう。落雪した場合も各家庭または、地域の皆さんの協力で行いましょう。

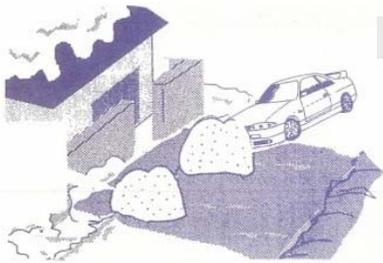


◎消火栓や防火水槽の除雪は地域の皆さんの協力で

消火栓・防火水槽はいつでも使用できるよう、あらかじめ協力体制を整えて除雪を行いましょう。

◎道路に雪を出すことはやめましょう

道路への排雪は交通事故のもとです。絶対やめましょう。



◎玄関先の除雪は各家庭で

除雪車が通った後、玄関先に雪が残ることがあります。除雪車は、広い地域を短時間で一斉に除雪しなければならず、玄関先までは手が回りません。玄関先の雪は、各家庭で除雪をお願いします。



◎道路わきの支障物は降雪前に必ず撤去を

側溝や路肩に積んである材木や資材は除雪の妨げになります。必ず撤去しましょう。

◎重要物には旗竿等で目印を

除雪で損傷を受けないように移転をするか目印を付けましょう。

《ドライバーの皆さんへ》

◎路上駐車は絶対にやめましょう

路上駐車は除雪作業の障害となり、除雪作業ができなくなるため多くの人の迷惑になります。



◎除雪作業は一時通行止めにする場合があります

除雪作業中は危険防止や効率的な除雪作業のため、除雪中の区間を通行止めにする場合があります。



◎通行は児童・生徒・高齢者を優先に

雪道は特に道幅が狭くなります。児童・生徒・高齢者に配慮して通行しましょう。

◇除雪車が通った直後の道路は滑りやすいので注意しましょう。

◇作業中の除雪車は危険ですので近づかないで下さい。

◇除雪作業は、なるべく早い時間帯に実施するよう努めておりますが、除雪・積雪状況などによって、時間帯が遅れる場合もありますのでご了承下さい。

除雪に関する問い合わせ

受付時間 : 8:30~17:15 (土・日・休日、12月29日~1月3日を除きます。)

<国道4号、49号>

国土交通省 郡山維持出張所 **024-932-4486**

<県道、3ヶ所国道>

県中建設事務所 管理課 **024-935-1456**

<市道>

郡山市 道路維持課 **024-924-2301**

平日・休日を問わず24時間受付いたします。

<道路緊急ダイヤル(穴ぼこ、落石等の連絡)> **#9910**